

長野県スクールカウンセラー事業

心の支援課

1 事業目的

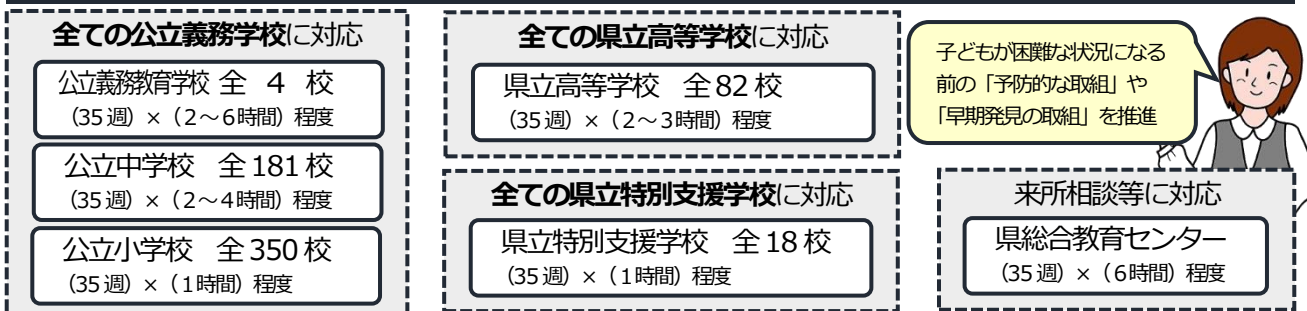
全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師、臨床心理士等）を配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。

2 事業内容

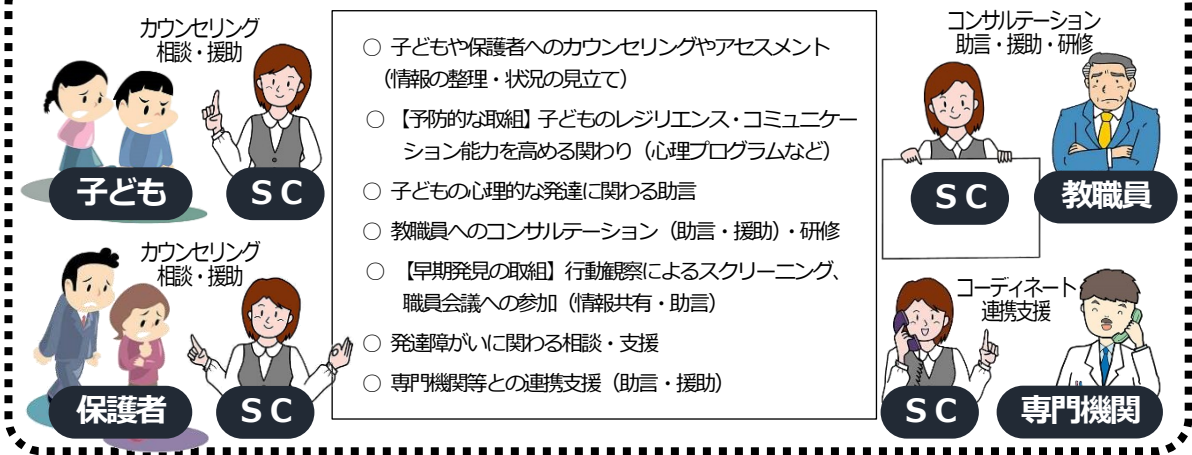
(1) 相談支援業務

- 児童生徒及び保護者等を対象とした相談・支援
- 教職員を対象とした助言・援助・研修等
- 専門機関等との連携支援及び連携に関わる助言・援助

教育事務所や市町村教育委員会等との連携により「チームとしての学校教育相談体制」を推進



スクールカウンセラーの役割（活動イメージ）



(2) 子どもの居場所における支援の実施

不登校等で、カウンセリングを受けたくても学校でカウンセリングを受けられない子どものために、スクールカウンセラーによる家庭・教育支援センター等の子どもの居場所への訪問支援を実施する。

(3) スクールカウンセラーに「学校を通さずに」自由に相談できる体制づくり

子どもが休み時間や放課後を利用して、スクールカウンセラーに自由に相談できる、「学校常駐型派遣」を実施する。(高等学校7校において140h/年)

(4) 連絡会議・研修会等の実施

スクールカウンセラーとの情報共有や資質向上を図るため、連絡会議及び研修会を実施する。(年2回)

(5) 緊急対応カウンセリング等の実施

緊急事態（自殺や自殺未遂等）の発生時に、カウンセラー等を派遣。児童生徒に対するカウンセリング、学校関係者や保護者に対する事後対応の助言・援助等を行うことにより、児童生徒への動揺の広がりをおさえ、心の健康の回復を支援する。